

いちほら

千葉県市原健康福祉センター
(市原保健所)

TEL 0436 (21) 6391

No.44

2019年8月発行



マナーからルールへ。



改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
多くの人々が利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。
このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に

20歳未満の
立入禁止

20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に

喫煙室の
設置が必要

屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に

標識掲示が
義務付け

喫煙室には
標識掲示が義務付けに



基本的考え方 第1 「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。



基本的考え方 第2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。



基本的考え方 第3 施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付などの対策を講ずる。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

施行は2020年の全面施行へ向けて段階的に進められる予定です。
一部の施設については2019年7月から。その後順次施行が進められていきます。

病院・学校

学校・児童福祉施設、病院、
診療所、行政機関の庁舎等

2019年7月1日から
「敷地内禁煙」です。

* 屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

飲食店

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

* 喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館
旅客運送事業船舶・鉄道
その他全ての施設

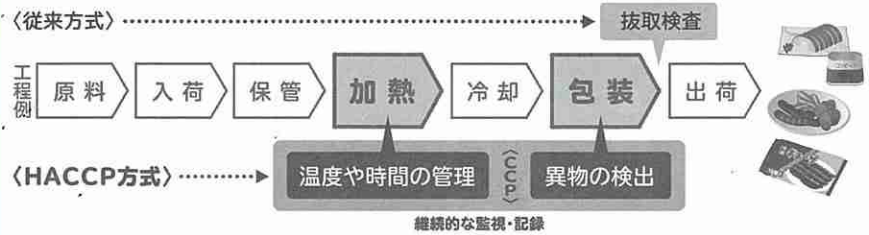
2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

* 喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

ご存知ですか？

ハサップ HACCP

これまでは、最終製品の一部分を抜き取って検査する管理法が一般的でした。しかしこれでは、すべての製品は確認できません。「HACCP」方式は、原材料の入荷から、製造、出荷までのいくつもの工程において、衛生管理をチェック。だから、安全性の高い食品をみなさんに届けられるのです。



※製造工程を継続的に監視し、記録を残すことで問題のある製品の出荷を未然に防ぐことができます。また、もし事故が起きても、速やかに原因を特定して対応することができます。

家庭で一番注意が必要な食中毒の予防のために！
「HACCP」方式で チェックしてみよう！

つけない

- 手も食材もこまめによく洗う。
- 生食用と加熱用の食材は接触しないように。

増やさない

- 食材にあった温度で保存する。
- 期限内に食べる。

やっつける

- 加熱するものはしっかり火を通す。
- 調理器具はしっかり洗う。

特に重要なポイント(HACCP)！

なるほど～。
「HACCP」で管理するのは大事だね！



厚生労働省ホームページ
(HACCP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/index.html

問合せ先：健康生活支援課



千葉県市原健康福祉センター主催 令和元年度「食物アレルギー教室」 食物アレルギーとの上手な付き合い方 ～診断と治療、食事について～



食物アレルギーと上手に付き合うために大切な、診断や治療、食事について講演を行います。ご参加、お待ちしております。

日時

令和元年9月12日(木)
午前10時～11時30分(受付開始：午前9時30分～)

会場

市原市保健センター 3階 集団講義室
(市原市更級5-1-27)

対象

食物アレルギーの子どもの保護者
及び保育所・幼稚園・小学校等の関係者(定員30名)

講師

独立行政法人国立病院機構下志津病院 小児科医長
日本アレルギー学会 専門医・指導医 鈴木修一 先生

申込

市原健康福祉センター(TEL0436-21-6391)までお電話ください。
※当日、会場での保育は行いませんので、ご了承ください。

申込締切

9月5日

定員30名(先着順)

風しんにご注意ください

風しん患者が急増しています

問合せ先 健康生活支援課

風しんとは

風しんは、風しんウイルスが感染しておこる感染症で、咳やくしゃみなどの飛沫で感染します。潜伏期間は2～3週間、主な症状は、発疹、発熱、リンパ節の腫れがみとめられます。症状が出現しない場合（不顕性感染）も15～30%程度存在すると言われています。特効薬はなく、症状を抑えるための治療が中心となります。

風しんに対する免疫を持たない女性が、妊娠20週頃までに感染した場合は、胎児が先天性風しん症候群という病気になることがあり、特に注意が必要です。



ワクチン接種について

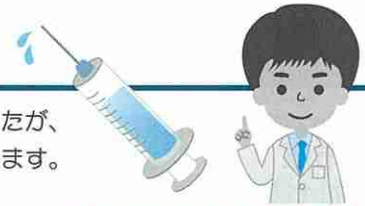
定期接種の対象は、『1歳児と小学校入学前1年間の幼児』とされており、今後3年間については、『昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までの間に生まれた男性』についても対象とされており、市から『定期予防接種に関するクーポン券』が順次郵送されており、期間内に接種することを積極的にお勧めします。

予防接種の回数は、平成2年4月2日以降に生まれた人は2回、昭和54年3月31日～平成2年4月1日に生まれた人は1回、昭和54年4月1日以前に生まれた男性は0回となっております。（ワクチンは、1回接種することで、95%以上の人に風しんに対する免疫がつくとされており、確実な免疫を得るためには、99%以上の人に免疫がつくとされる2回接種が望ましいとされています）

過去に風しんと診断され、検査で確認されたことがある方は、免疫がついていると考えられることから、ワクチンを接種する必要はありません。接種歴は、母子健康手帳で確認することができます。

発生状況

風しんは、ワクチン接種の普及により患者数は減少しましたが、その後も、予防接種歴のない方を中心に感染が起きております。



●風しんの届出数

（令和元年は7月21日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
千葉県	16件	13件	8件	383件	176件
全国	163件	126件	93件	2,917件	2,004件

風しんの可能性がある場合

風しん患者と接触し、2～3週間（平均17日）経ってから発疹、発熱、リンパ節の腫れなどの症状が出てきたら、風しんの可能性があります。事前に医療機関へ連絡してから受診するようにしてください。



「献血」にご協力を!

輸血に必要な血液製剤は、人工的に造ることができず、長期保存することもできません。このため、年間を通じての供給が不可欠です。安全な血液製剤を定期的に確保するために、献血へのご協力をお願いします。

なお、市原健康福祉センター管内の献血会場は、当センターホームページに毎月掲載しています。

市原地域の献血会場

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-ichihara/boshuu/kenketsu.html>

千葉県内の献血会場 千葉県赤十字血液センターのホームページ

<http://www.bs.jrc.or.jp/ktsk/chiba/>



問合せ先：総務企画課



ちば医療ナビ

（医療機能情報提供システム）について

千葉県では、病院・診療所・薬局から報告された医療機能に関する情報を集約し、「ちば医療ナビ」に公表しています。県内の病院・診療所・薬局等の詳細な情報が閲覧できますので、ご活用ください。

ホームページ

<http://www.iryu.pref.chiba.lg.jp/>

ちば医療ナビ

検索

問合せ先：総務企画課

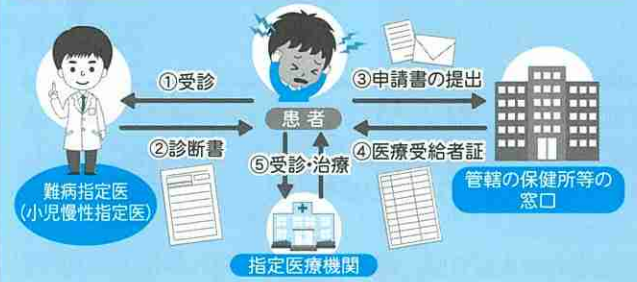
指定難病・小児慢性特定疾病と診断された場合、 医療費の助成が受けられます

令和元年7月1日から対象疾患が追加されました。

- ◆指定難病医療費助成制度では **333疾患**
- ◆小児慢性特定疾病医療費助成制度では **762疾患**
が対象です。

申請について

難病医療費申請の流れ(小児慢性特定疾病医療費)



詳しくは………以下のホームページをご覧ください。

▶ 指定難病に関する情報については

難病情報センター (<http://www.nanbyou.or.jp/>)

▶ 小児慢性特定疾病については

小児慢性特定疾病情報センター (<http://www.shouman.jp/>)

問合せ先：地域保健福祉課

もっと知って！！



公共施設をはじめ、飲食店、病院、宿泊施設など、
いろいろな場所でほじょ犬を受け入れることは、
『身体障害者補助犬法』で義務付けられています。
犬だからという理由だけで拒否せずに、わたしと共に
受け入れてください。

障害を理由とする差別で困ったときは
広域専門指導員、または地域相談員にご相談ください。

専用電話 0436-24-2387

Fax(共有) 0436-22-8068

問合せ先：地域保健福祉課

千葉県市原 健康福祉センター (市原保健所)

令和元年度 相談・検査業務案内

※やむを得ず受付日等
を変更する場合があります
ので、必ずお電話で
ご確認をお願いします。

※大腸がん検診等は実施
していませんのでご
注意ください。

内容	受付日	受付時間	備考
精神保健福祉相談	第2火曜日・第4水曜日	14:00~16:00	予約制
配偶者暴力(DV)相談	電話 毎週月~金曜日	9:00~17:00	電話 0436-21-3511
	面接 毎週木曜日	9:00~17:00	面接 予約制
障害のある人への差別に関する相談	毎週月~金曜日	9:00~17:00	電話 0436-24-2387
エイズ抗体検査	第1火曜日	日中13:30~15:00	無料 匿名 予約制
		夜間17:30~18:30	
梅毒血清検査 クラミジア抗原抗体検査	第1火曜日	日中13:30~15:00	無料 匿名 予約制
		夜間17:30~18:30	
肝炎検査(B型・C型肝炎)	第1火曜日	日中13:30~15:00 夜間17:30~18:30	無料 匿名 予約制
腸内細菌検査(検便)	第1~4水曜日 (ただし、水曜、木曜、及び金曜が祝日の場合、 検査はあこないません)	9:00~10:30	有料

千葉県市原健康福祉センター (市原保健所)

〒290-0056 市原市五井1309

TEL 0436(21)6391

FAX 0436(22)8068

Eメール

ichiharahc@mz.pref.chiba.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kf-ichihara/index.html>



千葉県市原健康福祉センター(市原保健所)